

輸 入 者 コ ー ド

# 税関発給コード

～ NACCSを利用して輸出入申告等の手続をされる輸出入者の皆様へ～

## 輸出入者コードをお持ちですか

- 輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を利用して輸出入申告等の手続をする場合には、輸出入者コードを取得していると大変便利です。
- 輸出入者コードがあれば、輸出入申告等の処理に際してNACCSは「輸出入者がどなたなのか」確実に識別することができ、輸出入者の皆様はNACCSに備えられた諸々の機能を利用することができるようになります。
- 輸出入者コードには、コードを取得された輸出入者の「名称・住所・電話番号等」が対応し、NACCSにコードを入力するだけで必要な情報が自動参照されます。

## 輸出入者コードがあればできること

- ◇NACCSによる輸出入申告に関連して、以下の機能が使えます。
  - 包括評価申告
  - 包括保険
  - 関税・消費税等の納期限延長に係る据置担保
  - 関税・消費税等の口座振替納付（リアルタイム）
- ◇電子的に行われた食品衛生届、動植物検疫、輸出入貿易管理令の手続に係る他法令確認がNACCSにより容易にできます。
- ◇輸出入関連手続の中で情報伝達が容易になり、作業ミスが軽減できます。

## 税関輸出入者コードをご存知ですか

- NACCSによる輸出入申告等の手続において、(財)日本貿易関係手続簡易化協会による日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)に加えて、税関が発給している「税関輸出入者コード」も使えるようになっていきます。(法人番号をお持ちの新規発給、登録内容変更は除く)

## 税関発給コードとは

○税関発給コードには、上記の「税関輸出入者コード」の他、貨物の仕出人又は仕向人を識別するための「仕出人・仕向人コード」があり、以下のような体系になっています。

### 【税関輸出入者コードの体系】

イ 法人番号をお持ちの方のコード（12桁）

1 0012345 0000

①                    ②                    ③

- ① 1桁目：識別符号、数字、税関輸出入者コード
- ② 2桁目～8桁目：英数字の連番  
（法人の場合には、法人単位で1つの連番が付番されます。）
- ③ 9桁目～12桁目：本支店コード  
本店＝「0000」、支店等＝「0001」～「9999」

ロ 法人番号をお持ちでない方のコード（個人等・17桁）

C0000 1 0012345 0000

①                    ②                    ③                    ④

- ① 1桁目～5桁目：個人等識別コード（「C0000」固定）
- ② 6桁目：識別符号、数字、税関輸出入者コード
- ③ 7桁目～13桁目：英数字の連番
- ④ 14桁目～17桁目：本支店コード  
本店＝「0000」、支店等＝「0001」～「9999」

### 【仕出人・仕向人コードの体系】（12桁）

A 0012345 0000

①                    ②                    ③

- ① 1桁目：アルファベット（「P」を除く）
- ② 2桁目～8桁目：英数字の連番
- ③ 9桁目～12桁目：本支店コード  
本店（法人）＝「国コード+00」、  
支店等＝「国コード+01」～「国コード+99」

### 仕出人・仕向人コードのメリット

- 輸出入申告に際して必須項目となっている仕出人・仕向人につきましても、「仕出人・仕向人コード」を利用することで、必要事項（名称・住所）の入力の省力化や作業ミスの軽減を図ることができます。

### 税関発給コードは電子メールにより簡単に申請できます

- ◇ 税関発給コードの発給申請（申請内容の変更等を含む。）に係る手続は、「税関発給コード申請ページ」から申請書式をダウンロードし、電子メールで送信いただくことにより簡単に行うことができます。  
【税関発給コードの発給手続に係る手数料は、無料です。】

### 通関業者等による一括申請もできます

- ◇ 申請代理人が通関業者、船会社、利用運送事業者である場合には、複数の申請者に係る税関発給コード（船会社、利用運送事業者は海外仕出人・仕向人コードのみ）の発給申請を一括して行うことができます。  
一括申請に必要な書式も、「税関発給コード申請ページ」から入手することができます。  
手続の詳細につきましては、「税関発給コード申請ページ」でご確認下さい。

### 【 留 意 点 】

NACCSによる輸出入申告において、これまでJASTPROコードで下表に掲げる制度を利用していた輸出入者の方が、新たに取得した税関輸出入者コードでこれらの制度を利用するためには、税関又はNACCSセンターに対して、所要の手続を行う必要があります（法人番号をお持ちの方は除く）

手続の詳細につきましては、「税関発給コード申請ページ」でご確認下さい。

制度	備考
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 包括保険登録</li><li>・ 輸入包括評価申告</li><li>・ 輸入包括審査扱い</li><li>・ 特例輸入申告制度</li><li>・ 特定輸出申告制度</li><li>・ たばこ特定販売事業者の登録</li><li>・ 石油石炭税特例納付</li><li>・ 据置担保の利用</li></ul>	税関宛に手続が必要
<ul style="list-style-type: none"><li>・ リアルタイム口座振替納付</li></ul>	NACCSセンター宛に手続が必要

### お問い合わせ

税関発給コードに関するお問い合わせは、東京税関調査部税関発給コード担当（電話：03-6204-0205）までお願いいたします。

（10:00～12:00 及び 13:00～15:00、土日・休日を除く）